

委員会報告

総務文教常任委員会

委員長 菊地清一郎

■「公の施設に係る指定管理者の指定について（伊達市スポーツ施設）」

伊達市スポーツ施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるもの。

審査の中では、

質疑▼指定管理者が指定されたが、市の要求基準を満たす提案だったか。

答弁▼2社からの提案のうち、伊達市体育協会及び(株)道南スコーレ共同事業体を選ばれたが、提案書の中で工夫して欲しい部分等があった。

質疑▼体育協会と民間業者が共同で管理するなかで、どちらが主として管理を行うのか。また、共同管理することにお

いて、市が期待するものは何か。

答弁▼代表者は体育協会となっている。

また、民間業者が入ることによって、今まで手が届かなかった部分に、活力が生まれることを期待している。

■「伊達市及び有珠郡大滝村の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例」

旧合併特例法に基づき「地域自治区の設置に関する協議書」を変更するための条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

審査の中では、

質疑▼自治区の設置期間に関して10年間の根拠は何か。

答弁▼住民からは、恒久的な延長という意見が多かったが、基金の残高と照らして継続可能年数は10年ということ

定めた。

■「伊達市市民活動センター条例」

市民相互の交流と協働を促進し、市民活動の振興を図ることにより、活力ある地域社会の形成に寄与するため、伊達市市民活動センターを設置し、その運営管理事項を定める条例の制定について、議会の議決を求めるもの。

審査の中では、

質疑▼管理事務室に人員配置はするのか。

答弁▼時間内については職員を配置、時間外や休日に関しては委託契約で対応する。

■「伊達市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」

通称マイナンバー法の施行に伴い、法に規定されていない本市独自の事務について、特定個人情報利用に必要な事務等を加えるための条例改正について、議会の議決を求めるもの。

審査の中では、

質疑▼保育所に入所するにあたって、保護者・子どものマイナンバーの記入は必要か。

答弁▼入所認定申請書に夫婦と子どものマイナンバーを記入してもらう形となる。

■「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び伊達市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、共済年金に係る規定を改めるなど、所要の条例改正について議会の議決を求める

もの。

■「伊達市市民研修センター条例を廃止する条例」

伊達市市民研修センターの老朽化等により、施設を廃止するための設置条例を廃止することについて議会の議決を求めるもの。

以上、付託された6案件は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。



産業民生常任委員会

委員長 小久保重孝

「財産の無償譲渡に
ついて」

財産の無償譲渡については、大滝地熱きのこセンターを株式会社北海道名販に無償譲渡することについて地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

審査の中では、

質疑▼無償譲渡後の評価額や固定資産税額についてはどうなるのか。

答弁▼施設の評価額については888万6千188円となっており、固定資産税額は12万4千400円となる。

質疑▼無償譲渡した後は自由に改造ができるのか。

答弁▼無償譲渡後は自由に改造ができる。などの質疑がなされました。

「伊達市子ども・子育て会議条例」

伊達市子ども・子育て会議条例は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して意見を聴くなど、子ども・子育て支援に必要事項等を調査審議するための附属機関を設置する条例を制定することについて議会の議決を求めるもの。

審査の中では、

質疑▼子ども・子育て会議の構成員はどのようなになっているのか。

答弁▼福祉関係者3名、学校関係者3名、商工労働関係者3名、一般公募1名の合計10名です。

質疑▼子ども・子育て会議の設置目的はなにか。

答弁▼今年4月からの「伊達市子ども・子育て支援事業計画」の執行管理を行うため最低年1回開催される。それ以外の個別の計画として保育所の民営化計画などの会議を何度か開催する

ることになる。などの質疑がなされました。

「伊達市営住宅管理条例の一部を改正する条例」

「伊達市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」

伊達市営住宅管理条例の一部を改正する条例は、現在の入居者選考における「一般公募・抽選方式」を「住宅困窮度評価方式」に改めるなど市営住宅入居制度全般の見直しに伴う改正。

伊達市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例は、民間住宅が少ない大滝区の地域性に柔軟に対応し、特定公共賃貸住宅を効果的に活用するため、入居者の資格に係る規定を改めること。

審査の中では、

質疑▼定期入居とは、どのような条件を想定しているのか。

答弁▼定期入居とは、子

育て世帯等の入居条件を満たす世帯がその条件を満たしている期間入居できる制度で、全ての子どもが成人や独立するなど入居条件を満たさなくなると退去していただくことになる。

質疑▼今回の改正で実際の運営はどう変わるのか。

答弁▼家賃や入居資格の基準が緩和されている。

質疑▼大滝区の事業者から事前に入居要件の確認がなされた場合の対応は行えるのか。

答弁▼正式な申し込みがあつた場合はそちらを優先しなければならぬため、現状では事前に事業者のために予約しておくことはできないが、今後、定住促進住宅ができれば、そちらのほうで対応することになる。

以上、付託された4案件は、全員一致で「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

伊達市議会議員選挙区条例検討特別委員会

(委員長 国本一夫)

平成27年12月8日に伊達市議会議員選挙区条例検討特別委員会が開催され、特別委員会の今後の開催日程については、平成28年中に意見公募により市民の意見を聞きながら開催して、調査結果を平成28年第4回定例会(平成28年12月開催見込み)で報告することに決定いたしました。